

大村市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）第11条の規定により公示送達をする。

なお、この公示送達に係る書類は、財政部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年10月14日

大村市長 園田 裕史



書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称
令和7年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書	亡田代 昭文 相続財産法人
	NGUYEN MINH QUAN
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	野口 忠幸
	福井 沙登留
	毛利 裕昭
	立山 昌胤
	橋本 通也

（注意事項）

地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。